

(別紙様式1)

## 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県  
農業委員会名：上越市農業委員会

### 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	6,759
自給的農家数	2,523
販売農家数	4,236
主業農家数	477
準主業農家数	1,167
副業的農家数	2,592

農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,308
女性	2,559
40代以下	457

農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1,182
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	15
農業参入法人	7
集落営農経営	55
特定農業団体	0
集落営農組織	55

農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	16,400	1,100				17,500
経営耕地面積	13,798	502	352	39	111	14,300
遊休農地面積	3.34	0	0	0	0	3.34
農地台帳面積	17,227	2,460	2,440	13	7	19,687

- 1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- 2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- 3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 4 月 2 8 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	-	19
認定農業者に準ずる者	-	-
女性	-	2
40代以下	-	2
中立委員	-	3

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	48	48	16

\* 現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	17,500 ha	11,781 ha	67.32%
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増え、特に、中山間地域では深刻な状況にある。平坦地域では各種農地流動化のための事業活用や世代交代等を契機に担い手への農地集積は確実に進んでいるが、中山間地域においては、担い手不足により農地集積は進まず、平坦地域の農業者との連携や新たな担い手の育成・確保に取り組む必要がある。		

- 1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- 2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 12,000 ha (うち新規集積面積 100 ha) 目標設定の考え方: 認定農業者の創設と人・農地プランの推進等による農地集積を見込む。
活動計画	・「人・農地プラン」による地域の農業者等との話合いの調整・推進を関係機関・団体と連携して実施する。 ・戸別訪問による農家意向調査等を実施し、農業者の経営意向の確認や受け手と出し手のマッチングを推進する。 ・「農業委員会だより」等で農地中間管理事業の活用や各種制度の紹介等情報提供活動を実施する。

- 1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- 2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- 3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数
	2 経営体	2 経営体	4 経営体
	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積
	0.1 ha	1.0 ha	6.2 ha
課 題	・農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加しており、担い手の育成・確保が急務であり、関係機関との連携や地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。 ・優良農地の確保が困難な状況にあり、新規就農の実際は、施設野菜への入植や農地、機械施設等を近隣農家から借用した資金や技術のハードルが比較的低いやり方での参入が多く、そのため、新規就農者の農地確保のため、情報提供活動等の支援を行っていく必要がある。		

- 1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- 2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 平成30年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	2.0 ha
活動計画	・目標値については、過去3か年の平均とした。 ・市農政課やJA等関係機関と連携し、各種補助制度の情報提供等を行い、担い手の育成や新規参入を促す。 ・新規就農者の農地確保のため、農地所有者との架け橋となり支援活動を行う。		

- 1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- 2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	17,500 ha	3.34 ha	0.02%
課 題	・小面積など耕作条件が困難な農地は、守るべき農地の明確化を図るとともに、周辺農地との団地化を進める必要がある。 ・農業政策の見直しや農業従事者の高齢化等により遊休農地の拡大が懸念されるため、継続的な耕作作物の選定と耕作者の確保が必要である。		

- 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3.34 ha			
	目標設定の考え方:適正な農地管理を行う。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		72 人	7月～11月	7月～2月
	農地の利用意向調査	調査方法	・7月～10月 各農地部会単位で所管区域の農地パトロールの実施(年2回) ・7月～11月 農業委員と農地利用最適化推進委員が農事協力員等と班編成し、利用状況調査の実施	
		実施時期	調査結果取りまとめ時期	
その他	所有者不明の農地が発覚した場合、権利関係の調査を実施し遊休農地の解消を図る。			

- 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	17,500 ha	0.06 ha
課 題	・違反転用の違法性と隣接耕作者への迷惑等の理解を促し、解消に努める必要がある。 ・不法投棄や違反転用の発生防止と農地所有者等の農地の保全、管理に対する意識づけが必要である。 ・定期的な農地パトロールを実施し、不法投棄防止等のアピールを行う必要がある。	

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成30年度の活動計画

活動計画	・農業委員会だよりやリーフレットの配布、ポスターの掲示等で違反転用防止に向けた啓発活動を行う。 ・7月～11月の間に、農地部会毎に2回程度の農地パトロールを実施し、違反転用防止をアピールする。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入